

○飯塚市スポーツ施設予約システムの運用及び利用に関する要綱

平成 25 年 4 月 25 日

飯塚市告示第 118 号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市スポーツ施設予約システム(以下「予約システム」という。)の運用及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 予約システムとは、体育施設(飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号)に規定する体育施設及び飯塚市都市公園体育施設条例(平成18年飯塚市条例第197号)に規定する公園体育施設をいう。以下同じ。)の利用予約等を、インターネットを利用して行うことのできるシステムをいう。

(予約システムの対象施設)

第3条 予約システムの対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、市長が別に定める。

(登録等)

第4条 予約システムは、体育施設を利用する団体のみ利用できるものとし、予約システムを利用しようとする団体は、あらかじめ予約システムの利用団体登録を行わなければならない。

2 前項に規定する利用団体登録の申請は、飯塚市スポーツ施設予約システム利用団体登録申請書(以下「申請書」という。)を、利用窓口に直接提出することにより行うものとする。登録内容を変更する場合も同様とする。

3 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容について適当と認めるときは、予約システムの利用団体として登録し、利用者 ID を付与する。

4 利用団体登録は、登録しようとする年度の前年度の 2 月から申請できるものとする。

(有効期間)

第5条 利用団体登録の有効期間(以下「有効期間」という。)は、利用者IDの付与を受けた日から当該登録年度の末日までとする。

(登録の更新)

第6条 現に利用団体登録を行っている団体(以下「登録団体」という。)が、有効期間の満了後に引き続き利用団体登録をしようとする場合は、次年度の申請書を提出することにより、利用団体登録の更新を行うことができる。

(利用予約の方法)

第7条 登録団体は、インターネットに接続できるパソコン、携帯電話等から利用者ID及びパスワードを入力することにより、予約システムを利用し、対象施設の利用予約等を行うものとする。

2 予約システムによる利用予約等は、メンテナンスの期間を除き、常時行うことができるものとする。

(利用申請)

第8条 登録団体は、予約システムにより利用予約を行った場合は、利用しようとする対象施設の受付期間内に、当該利用予約について、飯塚市体育施設条例施行規則(平成25年飯塚市規則第14号)第2条第1項の規定による利用の申請を行わなければならない。

(禁止行為)

第9条 登録団体は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 複数の利用団体登録を行うこと。
- (2) 予約システムに虚偽内容の登録又は利用予約を行うこと。
- (3) 他団体の利用者IDにより予約システムの利用を行うこと。
- (4) 自らの利用者ID及びパスワードを他に漏らすこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、予約システムの運用に支障を及ぼすおそれのある行為

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1) この告示、関係例規その他法令又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に不適格と認めるとき。

(利用者ID又はパスワード忘失時の取扱い)

第11条 市長は、登録団体より利用者ID又はパスワードの忘失に関する問い合わせがあった場合は、原則として、当該登録団体の提出した申請書に記載されている電話番号又はメールアドレスを通して回答を行うものとする。ただし、登録団体が、それ以外の回答の方法を希望する場合は、登録団体の責任者又は担当者が、運転免許証その他官公署の発行した書類等を提示し、本人であることが確認できた場合に限り、回答を行うことができる。

(免責)

第12条 市長は、予約システム利用の際に、登録団体のパソコン等の不具合が原因で生じた利用者の損害について責を負わない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成25年3月31日までに、飯塚市スポーツ施設予約システムの運用及び利用に関する要綱(平成25年飯塚市教育委員会告示第1号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。